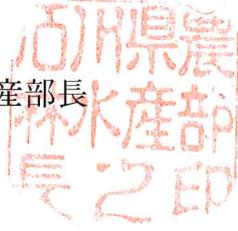




農政第 626 号
令和 2 年 5 月 18 日

石川県建設産業連合会長 様

石川県農林水産部長



いしかわ土日おやすみモデル工事(農林水産部版)実施要領の一部改定について

標記のことについて、「いしかわ土日おやすみモデル工事(農林水産部版)実施要領」を下記の通り一部改定するので通知します。

記

改定内容：対象工事の変更

適用開始日：令和 2 年 6 月 1 日以降の支出負担行為に係る工事から適用

(なお、いしかわ土日おやすみモデル工事(農林水産部版)の実施要領については、下記の農業政策課技術管理室のHPをご参照ください。)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/gijyutu/index.html>

(事務担当)
農業政策課技術管理室
TEL 076-225-1617
TEL 076-225-1891



別紙 いしかわ土日おやすみモデル工事（農林水産部版）実施要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 対象工事 対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。</p> <p>(1) 発注者指定型 <u>適正な工期が確保できる工事</u></p> <p>(2) 施工者希望型 <u>指定型以外の工事</u></p> <p>(3) <u>対象外</u> <u>災害復旧工事、年間契約の維持修繕工事</u> <u>現場作業が1ヶ月未満の工事(施設機械工事等)</u></p> <p>3～9 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対象工事 対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。</p> <p>(1) 発注者指定型 <u>当初設計額60百万円以上の工事及び発注者が指定した工事</u> <u>(ただし、適用困難工事は除く)</u></p> <p>(2) 施工者希望型 <u>発注者が指定した工事で、契約後、受注者との協議を経て、モデル工事に変更する工事</u></p> <p>(3) その他 <u>(1)(2)として発注していない工事において、受注者から希望があり、発注者と協議が整った場合(2)と同様の取り扱いができるものとする。</u></p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(変更)</p>

<p>附則 この要領は、平成30年10月1日から適用する。 <u>この要領は、令和2年6月1日から適用する。</u></p>	<p>附則 この要領は、平成30年10月1日から適用する。</p>	<p>(追加)</p>
--	---------------------------------------	-------------

いしかわ土日おやすみモデル工事（農林水産部版）実施要領

1 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において土日等を休日とした週休2日（4週8休以上）の工事「いしかわ土日おやすみモデル工事（農林水産部版）」（以下、「モデル工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

(1) 発注者指定型

適正な工期が確保できる工事

(2) 施工者希望型

指定型以外の工事

(3) 対象外

災害復旧工事、年間契約の維持修繕工事

現場作業が1ヶ月未満の工事（施設機械工事等）

3 取り組み内容

3-1 工期設定

実工期（施工量／標準日当り施工量）に作業可能日数を考慮し、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・治山・地すべり等、河川維持、森林整備A・B
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路工事
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※上記以外の農業農村整備事業における工種区分については、準備日数40日、後片付け日数15日とする。

3-2 施工者希望型におけるモデル工事実施協議

施工者希望型を受注した受注者は、現場着手前までに、様式1の協議書によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議すること。

なお、協議の結果、モデル工事を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

3-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日とすることを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

3-4 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、工事現場着手前に土日等を休日とした週休2日（4週8休以上）の計画工程を工事工程表（様式2を標準とする）に記入し、監督員に提出・共有すること。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。

4 週休2日の工事の定義

工期内の対象期間において土日等を休日とした週休2日（4週8休以上、振替休日可）の現場閉所を確保すること。

①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

④現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう
ただし、現場巡視等の作業を伴わないものは現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする

5 週休2日の確認方法

発注者は、3-3の工事工程表に基づき、次に示す内容に留意し、週休2日の確保の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（4週8休以上）の日数の確認
- ・上記日数の休日が確保されたか

6 費用

(1) 発注者指定型

- ・週休2日の確保を前提に当初設計から、国の基準（補正等）により積算を実施する。
- ・週休2日の確保が確認できなかった場合は、上記を減額する。

(2) 施工者希望型

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休2日の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、国の基準（補正等）により変更設計を行う。

7 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休以上）を達成」において、2.5点の加点とすること。

なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

8 アンケート

受注者は、モデル工事による効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。

9 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

この要領は、令和2年6月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）

(イ) ご迷惑をおかけします

(ロ) ○○○○○○を
なおしています

(ハ) 令和○年○月○日まで
時間帯 ○:○○~○:○○

(ニ) ○○○○○工事

発注者 石川県○○○○事務
電話番号 000-000-00

施工者 ○○○○建設株式会
電話番号 000-000-00

この工事は、
週休2日に取り組んでいます

ようこそ石川県へ!
Welcome to Ishikawa!
歡迎光臨石川縣!



ひゃくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。